九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# 定家の仮名遣いの成立について

迫野, 虔徳

https://doi.org/10.15017/12220

出版情報：語文研究. 27, pp.66-76, 1969-06-30. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

# 定家の仮名遣いの成立について

迫野虔徳

## 一

藤原定家の仮名遣いは、仮名遣い説の始祖と目されており、それだけに、定家仮名遣いの基準としたものはいかなるものか、その成立の背景をなすものは何か、依拠した先行文献があるか、等々の種々なる観点から詳細な考察がなされてきた。大野晋氏の「仮名遣の起源について」（「国語と国文学」昭和二十五年十二月）という論文は、この面において最も著しい発明のあったことは周知の通りである。

大野氏は最近「藤原定家の仮名遣について」（「国語学」七十二）と題して、先の論考を補われるところがあった。即ち、㈠藤原定家の仮名遣における片仮名の仮名遣、㈡下官集の諸本㈢定家の仮名遣の成立期、の三点についてである。㈠㈢は、定家の仮名遣いの成立、即ち仮名遣いの起源に関する問題である。以下に、主としてこの二点に関して私見を述べて、御批判を受けたいと思う。

## 二

㈠は、定家が実際に、書記生活のどのような面において仮名遣いを問題にしていたかを定家自筆の文献に探り、それによって定家の仮名遣い成立の契機、ないし仮名遣いに対する定家の意識なりを明確にしようとするものである。従来、定家が仮名遣いを定めるに至った直接的因由として、特に和歌記載の必要上からとするもの、定家自身が書記生活一般に備えんがためとするもの、あるいは当時の文献の統一整理のために、社会の必然の要求に定家がこたえたとするもの、等々のいわば仮説的な形でその説明がなされてきた。それを大野氏は「仮名遣の起源について」以来の実証帰納の方法によって確かな裏付けのもとに推定されようとするわけである。

その手始めとして大野氏は「源氏物語奥入」「奥儀抄巻余」の片仮名の仮名遣いを調査されて、「定家が仮名遣として問題にしていたのは平仮名の世界、和歌、和文の世界で、片仮名の世界は仮名遣を問題にしなかったらしい」と述べておられる。

ところで、「平仮名の世界」においても必ずしも仮名遣いを忠実に守らなかった場合もあったようで、定家自筆「石清水八幡宮社務田中宗清願文案」（益田孝旧蔵）なるものには仮名遣の片仮名の仮名遣いを調査されて

いの乱れが見える。この資料は「大日本古文書家わけ第四、石清水文書之二」に翻刻所収されており、「定家珠芳」（呉文炳氏編）に全文の写真がある。「群書解題」（西田長男氏）によれば、石清水八幡宮権別当田中宗清が、変体漢文体の願文を大江周房に依頼し（群書類従神祇部十四）、その和解したものを藤原定家に執筆せしめたものといい、漢字平仮名交りのかなり長文のものである。この願文案の年時は、貞応二年（一二二三）十月とあり、これは定家六十二才の時にあたる。定家六十才代は既にその仮名遣いを実行していた時代と確実に推定されるのであるが、これには次のように定家仮名遣いに合致しない例がある。

おきぬふ（補）　（上声）
おこたる（怠）　（上声）
もよおす（催）　（上声）
身の要人におきてハ　（上声）
そのつとめをこなひにおきては　（上声）
そのとか事をゝこさむ所にかへるへし（起）　（平声）
まつ願をゝこして（起）　（平声）

この文書中の仮名遣いの多くは、定家仮名遣いに合致しており、「つゐに（遂）」「ゆへ（故）」「うへ（植）」などの類は一例も違反したものがない。しかし定家仮名遣いを特色づける「お」「を」の使い分けは、中に右にみるような数例の違反例を持っている。ことに「そのつとめをこなひにおきては」の違反例などは、その直前に「たてまつらむにをきては」という正しい仮名遣いもあって、「おきて」「をきて」の両表記が混用されている。これらからして、定家はこの文書においては仮名遣いに十分な注意を払っているとは思えない。平仮名で書かれた資料にこうした不注意な仮名遣いがなされているのは何故か、その理由を考えてみるに、あるいはこの文書が「正文」ではなくて「案文」であること、いうならばメモ的存在であることによるかとも考えられる。が、より根本的にはこの資料が「文書」というより俗にわたる、和歌・物語類と異った性格であったためではないかと思う。

河出版「定本書道全集」（昭32）巻十八所収の定家の仮名書状に

としもいたくおい候まゝによろつこゝろほそく候へハこまかにきゝおかせ候へく候

と定家の仮名遣いに一致しない仮名遣いが見える。年月日未詳であるが、内容からして晩年のものであろう。これも「書状」という日常的性格のものであって、定家はこうした世俗的、通俗的なものには仮名遣いをそれほど厳密には適用していなかったのではないかと推察される。

また定家の書写した文献にも仮名遣いが定家のそれと一致しないものがある。定家が盛んに書写した和歌、物語類の仮名遣いは、自身の仮名遣いで統一してしまっていることは大野晋氏の御研究で明らかにされたところである。しかるに定家書写になる「長秋記」大治五年十一月の条（東山御文庫蔵）(1)に見える和歌は、

中納言長実卿和云　白者の無由事をする法師　つひは人やにおるとこそきけ　諸人解頤切腹

と定家仮名遣いに従っていない。

「奥儀抄巻余」の漢字に注された片仮名には定家仮名遣いが行われていないことを大野氏は指摘されたが、本文中の平仮名の部分にも仮名遣いの乱れがあるようである。全文を確かめていないが、「定家珠芳」に採録された数葉の写真を見ても、「とりおきたれは（置）」「ぬのをひ（帯）」「をとこ（男）」などの違反例がある。「ぬのをひ」の前後には「おひ」「ひたちおひ」「かけおひ」が見え、「をとこ」「おとこ」の両表記が混在している。これは定家が「奥儀抄巻余」においては、本文中の平仮名の部分にも仮名遣いにそれほど注意していないことを思わせるものである。先の「長秋記」中の和歌は、それが変体漢文体の「記録」の中に挿入されたものであること、「奥儀抄巻余」は「考証」に属する性格のものであることなどを考慮すると、定家が仮名遣いを問題にしたのは極めて限られた範囲においてではなかったかと推測される。定家がこれらの文献に自身の仮名遣いを厳守していないのは、真にそれらが表現記載の問題を切実なものとして要求する性格のものではなかったためであろう。「奥儀抄巻余」「源氏物語奥入」の片仮名に定家の仮名遣いが適用されていないのは、片仮名という、仮名そのものが本来的に持つ性格に多分に原因するものであろう。しかし、この二資料に限っていえば、その片仮名は漢字の訓として付されたもの（傍訓）であるから、もともと「理解」としての性格の濃いものである。仮名遣いが問題とされる「表現」の世界とは、性格的にも既に最も無縁の位置にあったとも言えよう。

即ち、まだ資料は十分ではないが、定家が仮名遣いを問題とし、自身の仮名遣いを厳守実行したのは、大野氏の述べられるように、「和歌・和文の世界」・表現記載の問題が重要な意味を持つ書記範囲にとどまっていたと推定してもよいように思う。従って「下官集のごときかなづかい書が必要になったことについては、文献の統一整理のためなどの有力説があるが、単に古典のごとき限られた文献のためのみではなく、広く日常の書記生活一般にそなえるためと思われる。」[2]（傍点筆者）というような推定は、少なくとも但し書き抜きでは成立しないように思う。

## 三

次に、定家仮名遣いの成立時期について考えてみることにする。これについて大野晋氏は次のように推定しておられる。

定家は寿永元年八月、二十一才の時に「入道大納言資賢卿集」を家人に書写させ、題詞を自身で補入した。その題詞の部分に「おなしころ」「申をくられたりし」「或女房の許よりをくられたりし」とある二語三例の仮名の用い方は定家流の仮名遣いに明確に一致する。定家は十七才の時「賀茂別雷社歌合」に三首入選したので大いに歌の勉強をはじめたと推測されるが、その年の書写になる「和歌会作法」にはまだ一字一字の仮名の遣い方の記述は見えないので、その後二十一才までの間に定家の考えで仮名遣いを定めたのであろう、とされている。しかしこの「入道大納言資賢卿集」については筆蹟の上から、はたして定家二十一才当時のものであるかどうか疑いを持たれるむきもある。[3]また次のような、それより後年の定家自筆文献に定家

仮名遣いの行われていないものがあり、この十七才から二十一才の間とする説は、なお検討の余地があるように思う。

定家自筆「殷富門院百首題」の仮名遣いは定家仮名遣いに合致しないものが甚だ多い。この資料は、「定家珠芳」の解説（吉田幸一氏）によれば、殷富門院大輔が主催した勧進百首に左近中将藤原公衡が詠進したものを定家が書写しておいたものという。殷富門院大輔が勧進百首を主催したのは文治三年（一一八七）で、定家二十六才の時にあたる。本資料の書写時もその当時のものという。これには次のような定家仮名遣いに一致しない例がある。

①ましはをりやともかこはし（折）
②かたのゝましはをりしきて（折）
③こたかき松もしたをれに（折）
④山のをくにも思いるへき（奥）
⑤ひさきをふるきよきかはらに（生）
⑥しくれもをしきあか月のこゑ（惜）
⑦をさめけんたまにはあらて（収）
⑧昨日にかはるたにかはのおと（音）
⑨おとにはしるきうちのかはなみ（音）
⑩たきつやまかはおとゝよむなり（音）
⑪こともしよりはつもとやなき門にうゑて（植）
⑫たへす立ふしのたかねのけふりたに（絶）

この資料は、前節であげたような文書や記録などではなく、定家が最も仮名遣いを問題にしていたと考えられる和歌を書写したものである。大野晋氏が定家書写の歌集、物語の仮名遣いを調査されて、

「おとは山」「おくつゆ」「をしむ」の如き例は一例も見出されない。「ゆゑ」「ゆくへ」なども一例もない。「うゑ」も「うえ」もない。それ程に整然と統一的に書かれてゐる。（「仮名遣の起源について」）

と述べられた事実と思い合すれば、本資料の仮名遣いの状態は異常である。①②③の「をる（折）」は、「下官集」に「花をおる」「おりふし」の例示があり、④の「山のをく（「奥」）」は、「おく山」の掲出と共に「うゐのおくやま書レ之故也」と「お」の仮名を用いる根拠としてあげられたものと一致するはずの語でもあった。しかも「折」には「をり」、「音」には必ず「おと」とあって「おり」「をり」、「おと」「をと」が混然乱れて統一がないという態のものではない。これは定家若年時は「音」は「おと」、「折」は「をり」と書くといった、アクセントによる遣い分けとは別の一種の慣用によっていたと考えられないでもない。また、「お」「を」以外の仮名遣いでは「下官集」に「草木をうへをく栽也」とあるように「植」を「うへ」とするのも定家の仮名遣いの著しい特色であった。それを⑪「門にうゑて」とするのも不審である。⑫は一首の意から「たへず（絶）」であろう。これも「下官集」に「断たえ」とあり、また後述するように定家自身「下官集」裏書きで、当時一般の仮名遣いが「絶」を「たへ」とする傾向にあることを批難していたはずである。これらの事実は、定家が二十六才以前に既に独自の仮名遣いを確立していたと考えるには甚だ不都合なことである。

「俊成卿女自歌合」かと言われる定家自筆の「未詳歌合切」

がある。五十番百首はあったと想定されているが、今日発見されているのはわずか七葉十三首のみである。全て森本元子氏『俊成卿女全歌集』に収められている。この中に定家流の仮名遣いに一致しない仮名遣いが見える。この歌合切の写真一葉が同書口絵に掲げられているが、その中に

　このはちるおとにたもとはうちしくれつゝ（音）

と「音」を「おと」とした例が見える。森本氏の翻刻によれば、その他にも

　さよふかきよしののおくのかねのおとも

とやはり「おと」とした例がある。先の二十六才時書写の「殷富門院大輔百首題」が「音」を三例すべて「おと」としていたことが想起される。この歌合切には定家の判詞があるが、それにも定家仮名遣いが行われていない。左右の和歌の「批評」であるから性格は異ると考えられるがちなみにあげておけば次のような仮名遣いが定家のそれに一致しない。

　こゝろいとをかしくは侍り。いとをかしくは侍(ゐ)。おもかけをかしう。月なとをかし。をかしく見え侍れは。をかしく侍(ゐ)。をかしうこそきこえ侍(ゐ)。をかしきふしをもいふ。わかはそわかんとおき（置）。よしののおくのかねのおと。はきのうは葉のかせのおと。

この資料の成立、書写時期ははっきりしない。森本元子氏は「新古今集撰進に先立つ時期、建仁のころとみてよいであろう。」とされる。そうであれば定家四十才時分のこととなる。森本氏は、定家の判詞があり、その歌が新古今集に収録されているので、新古今集撰進に際して定家が選歌の一資料とした草稿ではなかったかという想定のもとに推測されたのである。が、右に見るような仮名遣いから定家四十才代とするのは疑問であり（後述）、吉田幸一氏が「この歌切の筆蹟は、架蔵定家自筆『殷富門院百首題』と酷似してゐるから、極めて若い頃の定家の筆蹟と認められる。」[4]と述べておられることを参考にすれば、成立、書写時期はもっと遡って考えらるべきであろうと思う。

資料が十分ではないが、定家が二十代の半ば、二十六才以前に独自の仮名遣いを既に創案していたと考えることはかなり無理なように思う。

## 四

それでは定家何才時分にその仮名遣いを創始するに至ったのであろうか。大野氏の指摘された建仁元年書写「熊野御幸記」の仮名遣いは定家仮名遣いによっている。[5]建仁元年は定家四十才である。

これよりやゝ後年の定家自筆「詠草切」[6]（最勝四天王院名所御障子絵歌・建永二年）の中に白河の関を詠んだ歌があり、「お」「を」の仮名遣いを訂正した箇所がある。

　くるとあくとひとを心にを〔お〕くらさて、ゆきにもなりぬしらかはのせき

と「おくらさで」の「お」の上に「を」と重ね書きしている。定家の仮名遣いに従えば「をくらさで」とあるところで、この事実からも当時既に独自の仮名遣いを創始実行していたことは明白である。建永二年は定家四十六才の時にあたり、先の「熊野御幸記」とあわせて、定家が四十才代には明確な意識をもってその仮名遣いを実行していたことは疑い得ない。

しかし、それ以前となると自筆文献に接することができないので実証困難であるが、次のようなものは自筆文献に準ずる資料となり得るかとも思う。

定家の家集「拾遺愚草」(7)の中に、いろは歌を頭に詠みこんだ歌がある。詞書によると、建久二年六月後京極摂政藤原良経より、いろは歌を頭に詠みこんだ四十七首の歌を送ってきたので定家も同様の趣向のもとに返歌したものという。「ちりぬるを」の「を」のところには

をの山やまた冬こもる雪とみて

の歌、「おくやま」の「お」には

おりことに哀もよほすまかき哉

の歌がある。「をの山（小野）」「おり（折）」は定家の仮名遣いに合致する。この定家の歌を見て藤原家隆よりまた歌を送ってきたので、定家は家隆にもいろは歌を頭に詠みこんだ歌を送り返している。「拾遺愚草」によれば、「を」の位置には、

をゝたえてみたるゝたまとみゆる哉

の歌、「お」の所には

おしみ佗こゝろもつきぬ夜を重ね

の歌がある。「を（緒）」「おしみ（惜）」も定家の仮名遣いに違反しない。これらは定家が後年「拾遺愚草」を編纂するにあたって、仮名遣い上不都合な点があっても単語ごと取り替えない限り、「お」「を」の仮名遣いを正すことは歌の性格から不可能である。これらは建久二年、定家三十才当時のそのままの形であると認めてもよいものと思う。

建久七年秋、藤原良経邸で「をみなへし」の五文字を頭において詠んだ歌が「拾遺愚草」下巻にある。「をみなへし」の「を」の所には、

をさゝはらほとなきすゑのつゆおちて

の歌がある。「をみなへし」「をさゝはら」の仮名遣いは定家流に合う。同年良経邸で「かたおもひ」を頭においた歌を詠んでいる。「お」の位置には「おくも見ぬ」の歌があり、「おもひ、思」「おく、奥」は、やはり定家仮名遣いに違反しない。「拾遺愚草」下巻は定家自筆本が現存する。この場合は先のいろは歌の場合と異って、後年「を」「お」を訂正することもできるわけであるが、少なくとも上声「を」の位置に平声「お」を持つ語を組みあわせるようなことはしていない。建久七年は定家三五才である。

これらより先、建久元年六月、歌語の一字一字を頭に置いて詠んだ歌が「拾遺愚草」員外にある。「をみなへし」の「を」の所には、

をのれのみくたけて落るいは浪も

の歌、「小野の炭釜」の「を」の所には

鴛のゐる氷のひまに風さえて

の歌、「おもかげ」の「お」の所には

大かたにきえてやゝまむ人しれす

の歌、「おもふ心ど」の「お」の所には

おもひやる君か八千代を三かさ山

の歌がある。この拾遺愚草員外は定家自筆本がない。しかし注目したいのは上声には上声、平声には平声の「オ」が組み合わされていて、アクセントから見て混淆した組みあわせを行って

いないことである。建久元年は定家二十九才にあたる。

以上の三十才前後の歌に見える「お」「を」の使用法がアクセントによる使い分けであるように見えるのは、あるいは全くの偶然に過ぎないのかもしれない。しかしそれらが一例も違反することなく組合されていることはやはり注目に値することでアクセントによって「お」「を」の仮名を使い分けようとした意図が定家三十才前後に既に存していた（独自の仮名遣いを既に案出していた）と推測することも許されるかと思う。もしそうであれば、先に見た所とあわせて二十六才から三十才（二十九才）の間のこの数年の間に定家は自身の仮名遣いを創案したのかもしれないということになる。

## 五

「下官集」が定家の仮名遣いと「密接」な関係にあることは大野晋氏の御研究によって明白に実証された。その「下官集」に「裏書き」と称するものがある。いま定家本（三藐院関白臨定家卿書）によって全文を示せば次のようにある。

僻案人不用又不可用事也

此事此廿余年以来也。人殊有存旨歟。悉被書改。大略皆えと書て、へとゑと被弃歟と見ほとに、ふゑ・絶たへ許此字出来。言語にも美麗（麗と推読されている）女房達は、月次のえ見む、五体不具えあんなりと。

この裏書きの冒頭の一文「此事此廿余年以来也」は、定家仮名遣いの創始時期を考える上で重要な記述であると思う。『国語学』（三省堂国語国文学研究史大成15）頭注（山内育男氏）は、この記述について、

「ゑ」「へ」の仮名が一般に用いられなくなったこと、それはここ二十余年来のことだ、というのであろう。

と述べる。はたしてそのように解釈するのが妥当であろうか。第一、この頭注の説によるならば「此事」は、「人殊に存ずる旨あるか」以下の記述を指すことになり、裏書きの文章がいきなり「此事」という書き出しで書き始められたというのはあり得ないわけではないがいかにも不自然である。しかも「廿余年」という数字はかなり具体的なものである。「へ」と「ゑ」の仮名が一般に使用されなくなった年数を「二十数年」と示すのも不自然である。

一体、この裏書きの記述は、「下官集」本文の「嫌文字事」の記述と密接な関係にある。裏書きに「ふゑ・絶たへ許此字出来」とあるのは、「嫌文字事」の「え」の項に「笛ふえ。断たえ」と書くべく例示し、後注に「近代人多ふゑとかく」と難じて「古人所レ詠歌、あしまよふ江を以可為証」と特記していることと呼応するものである。いま「人殊有存旨歟」以下を解釈してみると次のような意であると思う。

他の人は特に考える所があってのことであろうか。古来の仮名遣いを悉く書き改めてしまっている。（たとえば）「へ」「ゑ」と書くべき所は皆「え」と書いている。「へ」や「ゑ」の仮名は捨てて用いないことにしたのかと思っていたら（どう、したわけであろうか）「笛」「絶」の時だけは「ふゑ」「たへ」と「ゑ」「へ」の仮名を用いている。（しかもこの仮名の遣い方も誤っている）という定家の、当時一般の仮名遣いに対する

慨嘆の声である。これは「嫌文字事」の「況んや且つ、当世の人の書ける文字の狼籍は、古人の用ゐ来れる所に過ぎたり。心中これを恨む。」という口吻と同趣のもので、「ゑ」「へ」「え」を例にとり具体的に述べたものである。末尾の「言語にも美麗女房達は、月次のえみむ。五体不具えあんなりと。」の従来の解釈も問題である。馬渕和夫氏はこの部分を次のように解釈される。

普通には「ゑ」といっていることを、いみはばかるべきことのために（女房達は、筆者注）「え」とわざと音をかえていったものとすべきであろうか。

（『日本韻学史の研究』Ⅱ、第四章六）

また「定家かなづかいと契沖かなづかい」（『続日本文法講座』表記篇）においては

定家は美麗なる女房達の発音「え」をきいて、自分の音韻「ゑ」とちがうことを意識してかきとめておいたものとおもわれる。

と述べておられる。ニュアンスは両者やゝ異なるが、共に女房の「発音」を記述したものとされている。しかし、和歌や草子の書記方法（仮名遣いはその一項）を説いた「下官集」の裏書きに、何故に女房の「え」の「発音」を書きとめたのか、裏書き全体の記述といかに関連しているかについては説明がない。いまこれについての詳述は省略して私見を言えば、この記述は女房の「発音」についてではない。やはり仮名遣いに関する発言である。ここで「女房達」が引き合いに出されたのは、「言語にも美麗なる」代表的人物の例としてであって、末尾で強調したいのはこの点である。即ち、言語に美々しく細心の意を払う女房達でさえも「絵」を「え」、「穢」を「え」のように書く、というのが末尾の意であると思う。「大略皆え」と書く風潮が当時いかに一般的であるかを、甚だ言語に美麗を尽くす女房達でもそうであることを示すことによって強調したいところに末尾の意があったと思う。

即ち、この「下官集」の裏書きは、全て仮名遣いに関しての記述であって、本文の「嫌文字事」の再述である。

以上のように解すれば裏書き冒頭の「此事此廿余年以来也」の意は自ら明らかである。「此事」は後述するところを指すものではない。直前の「僻案」の一句を指すものである。「僻案」は「下官集」全体を言うのではない。「他人総て然らず。又先達強ちに此の事無し。ただ、愚意分別の極めたる僻事なり」と言い、重ねて「右の事は師説にあらず。ただ愚の意見より発る。」と強調する、仮名遣いを説いた「嫌文字事」の一項のみを指して言うものである。「僻案」の文字の下に「人不用」と記すのは、「嫌文字事」で「親疎老少、一人として同心の人無し。最も道理と謂ふべし」と言うのと対応するものであろう。大野晋氏が「下官集なる本は定家自身は『僻案』と名づけていたことが推測できる。下官集は『僻案』と呼ぶのが、その古称に戻すことであると思われる。」[8]とされたのは正しくない。仮名遣いに関する自身の私案を僻案と呼んだもので、冒頭の「此事」はそれを指す。即ち、「嫌文字事」で記した仮名遣いは、この二十数年来私の用いてきたところである、というのが裏書き冒頭の一文の意であると思う。そして以下に、しかるに他の人の仮名の遣い方はかくかくの嘆かわしい状態であると、「え」

「へ」「ゑ」の仮名を例にとって述べているものと思う。「此廿余年以来也」と胸を張り、「人殊に存ずる旨あるか」と言う所に、仮名遣いを独自な方法で統一し実行している定家の得意と、他の人に対する非難（揶揄）の気持がある。

即ち、この冒頭の一文は定家自らが自身の仮名遣い創始の時期を明言しているのであって、成立時期を考察する上で重要な発言である。この言に従うならば「下官集」執筆時より「廿数年前」に仮名遣いを創案するところがあったことになる。それでは「下官集」はいつ成立したか。今日、この点について明確な推定を降したものはない。ただ石坂正蔵氏に次のような説がある。[9]

父俊成を「下官集」では「先人」と記しているから、俊成没年元久元年（一二〇四）定家四十三才以後の執筆になるものである。また、親行の仮名遣いとの関係は、「下官集」の記述の方が親行仮名遣いに先行すると考える方が自然である。[10] 親行仮名遣いは「仮名文字遣」の序によれば、「拾遺愚草」の清書を契機に成立したものであるから、「拾遺愚草」の成立した建保四年[11]（一二一五）以前になったものではない。従って「下官集」の「嫌文字事」の条は、少なくとも建保四年、定家五十四才以前に成立していたものであろうとされる。即ち石坂氏は、元久元年定家四十三才から、建保四年定家五十四才の間に成立したものであろうとされるのであるが、これにしてもほぼ十年の開きがある。

いま仮にこの説に拠って、「下官集」は建保四年、定家五十四才以後に執筆されたものではないとすれば、それから「廿余年前」、仮に二十四、五年としてほぼ三十才前後となる。少なくとも三十代の半ばを過ぎて仮名遣いが創案されたのではない、二十代の後半か三十代の前半が下限の目安となることになる。そうすれば前節で見た二十九才から三十代初年の、いろは歌を頭に置いた歌などに、アクセントによって「を」「お」の仮名を遣い分けようとした配慮がなされていたのではないかと推測される事実も、決して偶然なものではなかったという可能性が更に強くなることになろう。もし二十六才時書写の「殷富門院百首題」の仮名遣いが、まだ仮名遣い創始には至っていないことを証するものであれば、それから二十代後半か、せいぜい三十代前半までの間に仮名遣いを案出したということになる。二十六才から三十代初年（あるいは二十九才）の間に創案する所があったのではないかという先の推定は、この裏書きの記述からも裏付けられるように思う。しかし、この場合、親行仮名遣いと「下官集」の関係一つを取っても困難な問題であり、「仮名文字遣」の記述にどれだけの信頼がおけるかという不安は拭えないものがある。今は「下官集」の一項として執筆された時期と、定家が創案し実行に移した時期との間に二十数年の開きがあったことを指摘して、「下官集」成立時が明確にされるまでこの点からの主張は留保しておくべきかもしれない。

## 六

以上、定家が仮名遣いを創始するに至った直接の動機を探るために、定家自筆文献の仮名遣いを二、三調査し、定家が仮名遣いを実際に問題としていた範囲を明らかにしてみようとした。

また、定家がその独自の仮名遣いを案出した時期について、定家自筆の文献、定家の和歌、下官集裏書きの記述などを通して考えてみた。

第一点については、定家が仮名遣いを問題にしていたのは表現記載が重要な意味を持つものにとどまっていたらしいこと、第二点については、定家が仮名遣いを案出したのは定家二十六才から三十代初年に至る数年の間ではなかったかという推定を述べた。

最後に第二点に関して若干の補足をしておきたい。

定家二十代後半から三十代初年にかけては、定家の歌風においても一つの転機がおとづれていた。定家のいわゆる「達磨歌」の時代である。年号で言えば、文治、建久の世にあたる。文治の世は、政治、宗教、芸術等の多岐に亘る分野に革新の気風の漲っていた時代という。文治二年、二十五才の時定家は当時政治的にも家格的にも最高の地位にあった九条家に入り、その家司となった。その九条家の気風について、石田吉貞氏は「九条家ほど新しきものに対する鋭き順応性をもち、自由に放膽にその方向に進み得る、いわば革新的な性格をもっていた家は、他には無かったと考へられる」と述べる。[12] 時代的にも、また生活環境においても、定家二十代後半は革新の気に満ち溢れていたといえよう。「拾遺愚草」員外で、定家自身「自文治・建久以来、称新儀非拠達磨歌、為天下貴賤被悪」と述懐する。結果的に天下貴賤の悪まれを受けるに至った和歌における「新儀非拠」の試みも、そうした革新的気風の横溢する環境のもとであって、はじめて大胆なまでになし得たものであろう。定家の仮名遣いもまた「他人総べて然らず、又、先達強ちに此の事なし。」と言い、「ただ愚意分別の極めたる僻事なり。」と述べるように、文字通り「新儀」であり「非拠」[13]の企てであった。伝統的呪縛から脱して、新儀を摸索してやまなかった文治建久の時代は、独創的な仮名遣いを自らの手で案出した時期として、定家の生涯の中でも最もふさわしい時期であったようにも思う。

（付）本稿の一部は、第十八回西日本国記国文学会（昭43・9・22）で口頭発表した。

（注）

（1）史料編纂所蔵の写真による。

（2）島田勇雄「連歌師のかなづかい書」「甲南大学文学会論集」32昭和四十一年十二月

（3）吉田幸一『定家珠芳』「以前実見した所、どうも中年の筆蹟と思われる」

（4）右同。

（5）「仮名遣の起源について」「国語と国文学」27巻12号昭和二十五年十二月

（6）平凡社『書道全集』19　鎌倉Ⅱ

（7）以下の拾遺愚草の資料は全て、冷泉為臣編『藤原定家全歌集』による。

本文で示した以外にも「員外」に次のものがある。

建久三年（三十一才）「いまこむと」の歌を頭に置いてよむ。

「月を」の「を」の所に「をのれのみ」の歌がある。

建久七年（三十五才）「あきは猶」の歌を頭に置いてよむ。

なお」の「お」の所に「おる（折）人は」の歌。「おきのうはかせ」の「お」の所に「おちつもる」の歌がある。これらも全て定家流の仮名の用い方に違反しない。「あきはなお（猶）」の「お」は定家流に一致しないが、定家以外の人（この場合良経）が「なお」とすることは十分考えられる。そのまま正さずに「お」の下に歌をつけたものであろう。

（8）「藤原定家の仮名遣について」「国語学」72　昭和四十三年三月　『日本文学大辞典』別巻「下官集」の項。昭和二十七年四月。

（9）「仮名遣概説―定家仮名遣と契沖の仮名遣とを主とする史的研究―」『日本文学講座』（改造社）第十六巻、昭和十年二月

（10）石坂正蔵「下官集と親行の仮名遣」『橋本博士還暦記念国語学論集』昭和十九年十月に詳述。

（11）石田吉貞「拾遺愚草の検討」「学苑」200号、昭和三十二年一月

建保四年に第一次成立。以後増補が重ねられて天福元年十月十七日以後「完成」したという。この説に従えば親行が「清書」を依頼された時期がどの時点であったかも問題となる。

（12）『藤原定家の研究』昭和三十二年三月

（13）於二此事一者、依二無レ理又無レ例、縁底忘二当時後代之禍乱一、可レ被レ行二古今無レ例之新儀一哉、縦雖レ有二三ケ之非一、拠二若致一万機之懇望一者、以為一人一柱法之謂、可レ有二此議一

（久保田淳「新儀非拠達磨歌の時代」国語と国文学40巻12号所引、『玉葉』文治元年十二月二七日）

当時頻用されたことばであるらしい。

（一九六九　二、一一）

▼受贈雑誌　昭和43年7月～12月　二

静岡女子大学研究紀要1、高崎経済大学論集5、明治大学教養論集44～45、城37、伝統と現代1巻4、演劇学9、山辺道14、人文科学科紀要（東大教養学部）都立大学方言学会会報25、美夫君志12、立命館文学266～276、近世文芸稿14、研究論叢（筑紫古文研究所）、連歌俳諧研究35、日本文学（東京女子大）31、国語学研究（東北大文「国語学研究」）8、龍谷大学論集383～387、香椎潟14、甲大学文学会論集38～39、日本文学誌要21、、文芸研究（明大）19、藤女子大学国文学雑誌4、社会科学（同志社大学入文科学研究所）3巻2、国文学研究38、日本学術会報月報9巻4、文学芸術（共立女子大学文学芸術研究所）1、日本演劇学会紀要（早大・日本演劇学会）、萩原朔太郎研究会会報15、実践女子大学文学部紀要11、文学史研究（大阪市立大）10、古典評論（東風の会）4、古典と近代文学3、中世文芸42、日本文芸研究（関西学院大）19巻4・20巻1、別府大学国語国文学10、富士論叢13巻2、専修国文4、へいあんぶんがく2、上智大学国文学論集2、国語研究（国学院大、国語研究会）25、月刊文法1～3、樟蔭国文学6、九州大学文学部紀要（心理）11、論究日本文学34、滋賀大国文6、海事史研究11、文車（阪大国文）19、